

インクルーシブ社会実現へ向けた、福祉のあり方に関する調査研究 「SNS の影響力の増大、“対立”と“深刻な分断”が進む日本社会への処方箋 ～人権委員会の創設～」シンポジウム

人権文化を育てる会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-7 ヒルクレスト平河町 407

助成事業の概要

インクルーシブ社会とは、ソーシャルインクルージョンを基本理念として、社会的に弱い立場にある人びとも含めて、すべての人びとが、差別や排除、摩擦、孤独、孤立から援護され、社会の一員として取り込まれ、その多様性と人権が尊重され、支え合う生活の場・コミュニティを実現することを目指す政策に他なりません。

しかし、現実の日本社会では、異質な人に対する排除が強まり、深刻なヘイトスピーチ事案、ネット上の部落差別の拡散事案、SNS での差別的書き込み拡散・・・など、悪質な人権侵害が様々な形で頻発しています。また、言論の自由が保障されている政治活動や選挙活動の中で、社会の分断を助長、扇動し、あるいは個人を誹謗中傷する虚偽に基づく言動が横行しています。残念ながら、社会的差別の中身も形も多様化しています。様々な形の人権侵害に迅速かつ有効に対処するためには、ADR(裁判外紛争解決手続) 機能を有する制度が必要です。併せて、「言論の自由を保障すること」と「ヘイトスピーチを排除すること」を比較衡量して迅速に対処できる仕組みが求められます。そこで、国際機関からも設置が求められている国内人権機関として、「人権委員会」を早急に創設することの必要性を考えることを目的として、人権週間に「SNS の影響力の増大、“対立”と“深刻な分断”が進む日本社会への処方箋 ～人権委員会の創設～」をテーマとしてシンポジウムを開催しました。

パネリストは、片岡明幸部落解放同盟中央副執

行委員長、尹卿恵かながわ人権政策推進懇話会委員、炭谷茂（社福）恩賜財団済生会理事長。コーディネーターを水口好久事務局長が務めました。さらに、シンポジウムの内容を報告書として取りまとめ、これを公表しました。

事業の成果

第 26 回シンポジウムの開催事業と報告書の作成公表

人権週間の 12 月 5 日（金）17 時から衆議院第一議員会館第 4 会議室で、「SNS の影響力の増大、“対立”と“深刻な分断”が進む日本社会への処方箋 ～人権委員会の創設～」をテーマとしてシンポジウムを開催し、国会議員、地方議員、研究者、一般参加者など 55 名が参加した。

その趣旨は、今日の日本社会で異質な人に対する排除が強まり、深刻なヘイトスピーチ事案、ネット上の部落差別の拡散事案、SNS での差別的書き込み拡散・・・など、悪質な人権侵害が様々な形で頻発していること。また、言論の自由が保障されている政治活動や選挙活動の中で、社会の分断を助長、扇動し、あるいは個人を誹謗中傷する虚偽に基づく言動が横行していること。また、社会的差別の中身も形も多様化していること。こうした実情を踏まえ様々な形の人権侵害に迅速かつ有効に対処するためには、ADR(裁判外紛争解決手続) 機能を有する制度が求められていること。併せて、「言論の自由を保障すること」と「ヘイトスピーチを排除すること」を比較衡量して迅速に対処できる仕組み・制度が求められているこ

とから、国際機関からも設置が求められている国内人権機関として、「人権委員会」を早急に創設することの必要性を明らかにすることである。

パネリストの片岡明幸部落解放同盟中央副執行委員長は、「全国部落調査」裁判の経過と「部落探訪」削除裁判の経過説明により、ネット上の部落差別拡散の実情と対応策を報告した。尹卿恵かながわ人権政策推進懇話会委員は、自らの在日コリアンとしての生い立ちと差別経験と深刻なヘイトスピーチ事案の報告と分断の解消策について提案した。炭谷茂（社福）恩賜財団済生会理事長は、最近の人権問題の特徴と対策の方向性を指摘し、人権委員会の創設の必要性を報告した。

このシンポジウムの内容を取りまとめた報告書を作成し、関係要路に配布することにより、インクルーシブ社会建設の一助として寄与することができたものと考えている。

成果の広報・公表

(1) 第 26 回シンポジウムの開催事業

当日の資料とシンポジウムの概要を人権問題への関心の高い衆参両院議員に配布するとともにメールおよび SNS を活用した広報を行った。

(2) シンポジウムで配布した資料について、人権問題に関心の高い議員等（約 70 人）に配布した。

(3) シンポジウム報告書を作成（100 部）し、関係者に配布した。

今後の展開

ソーシャルインクルージョンの必要性の背景は、経済・社会構造の変化が、日本だけではなく世界各国、特に先進国で共通に発生していることである。日本と同様な社会問題に直面している。

ヨーロッパ諸国では若年の失業者、貧困者、障害者、ホームレス、外国人、薬物依存症患者など

社会にとって異質な人が排除されるようになった。これに対して各国は、ソーシャルインクルージョンの理念のもとに強力な施策を展開している。

日本におけるソーシャルインクルージョンの具体化については、2018 年東京都国立市の「ソーシャルインクルージョンを推進するための条例」制定。2019 年東京都で「ソーシャルファーム推進条例」が制定され、ソーシャルファームは、ソーシャルインクルージョンを推進するための就労の場であることが明記されている。政府が挙げて社会的包摂の推進を図ることが期待される。経団連でもダイバーシティとインクルージョンを重点事項として取り組みが進められている。

今回のシンポジウムのねらいとした、人権委員会の創設を含めて、社会的排除により社会的疎外、社会参加が阻まれている人びとを包摂する具体的な取り組みとして、ソーシャルインクルージョンを基本理念としたインクルーシブ社会の実現へ向けた政策の普及と進展へ向けた事業展開を今後とも図っていく。